



目次	ページ
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (10・9揭示)	1
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	1
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	1
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 (10・10揭示)	1
○衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長職務代理者の選任 (〃)	2
○衆議院議員総選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め (〃)	2
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党の政見放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め (〃)	2
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙におけるテレビジョン放送による政見放送を行うことができない候補者等の経歴放送の実施 (〃)	2
○衆議院議員総選挙における投票用紙の色の定め (〃)	2
○衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票の記載をする場所への名簿届出政党等の名称等の揭示及び投票所内のその他の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を決定するためのくじ並びに期日前投票所等内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定め (〃)	2
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所の定め (〃)	2
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所の定め (〃)	2
○最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及び審査分会長職務代理者の選任 (〃)	2

○最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の色の定め (〃)	3
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所の定め (〃)	3
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (〃)	3
衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示	
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における選挙長の告示方法 (10・10揭示)	3
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における立候補の届出の受付要領の定め (〃)	3
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め (〃)	3
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区の候補者の届出 (〃)	4
衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示	
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における選挙長の告示方法 (10・10揭示)	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における立候補の届出の受付要領の定め (〃)	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め (〃)	5
○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区の候補者の届出 (〃)	6
衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示	
○衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会における選挙分会長の告示方法 (10・10揭示)	7
○衆議院比例代表選出議員選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め (〃)	7

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第73号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,428人である。
 平成29年10月9日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第74号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高

知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,227人である。

平成29年10月9日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第75号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月9日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,330人
室戸市・東洋町選挙区	4,996人
安芸市・芸西村選挙区	6,283人
南国市選挙区	13,393人
土佐市選挙区	7,824人
須崎市選挙区	6,389人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,060人
土佐清水市選挙区	4,218人
四万十市選挙区	9,794人
香南市選挙区	9,369人
香美市選挙区	7,647人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,264人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,551人
吾川郡選挙区	8,601人
高岡郡選挙区	17,031人
黒潮町選挙区	3,374人

高知県選挙管理委員会告示第76号
 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名

第1区	香美市香北町 太郎丸549番 地1	恒石 好 信	高知市入明町 6-8 101 号	神田 広 貴
第2区	香美市香北町 太郎丸549番 地1	恒石 好 信	高知市入明町 6-8 101 号	神田 広 貴

高知県選挙管理委員会告示第77号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会長及び高知県選挙分会長に事故があり、又は高知県選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 高知県選挙分会長
香美市香北町太郎丸549番地1 恒石 好信
- 2 高知県選挙分会長職務代理者
高知市入明町6-8 101号 神田 広貴

高知県選挙管理委員会告示第78号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院議員総選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 衆議院高知県小選挙区選出議員選挙

選挙区	日時	場所
第1区	平成29年10月10日 午後6時	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
第2区		高知県選挙管理委員会室

- 2 衆議院比例代表選出議員選挙

(1) 日時
平成29年10月12日 午後6時

(2) 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第79号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第14条第1項の規定により、平成29年10月22日に行う衆

議院高知県小選挙区選出議員選挙において放送する候補者届出政見放送の政見放送の日時を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

選挙区	日時	場所
第1区	平成29年10月10日 午後6時30分	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
第2区		高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第80号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第4条第1項ただし書の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙においてテレビジョン放送による政見放送を行うことができない候補者又はテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について、その経歴放送を行う日時は、日本放送協会高知放送局が定める日時とし、第1区及び第2区の順に各選挙公報の掲載順序と同一の順序で行い、選挙公報を掲載しない候補者は、当該立候補届出選挙区の候補者の最後に立候補届出の順序で放送を行うものとする。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院議員総選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 衆議院高知県小選挙区選出議員選挙の投票用紙の色
ピンク色の紙に黒色のインクで印刷したもの
- 2 衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の色
あさぎ色の紙に赤色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第82号

平成29年10月22日に行う衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票所内の投票の記載をする場所への名簿届出政党等の名称等の揭示及び投票所内のその他の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を決定するためのくじ並びに同条第5項の規定による期日前投票所又は市町村の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者とする不在者投票を記載する場所内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 日時
平成29年10月10日 午後7時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

高知県選挙管理委員会告示第83号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

選挙区	日時	場所
第1区	平成29年10月25日 午後1時20分	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁正庁ホール
第2区	平成29年10月25日 午後1時40分	

高知県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院比例代表選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 日時
平成29年10月25日 午後2時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第85号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成29年10月22日に行う最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 審査分会長
香美市香北町太郎丸549番地1 恒石 好信
- 2 審査分会長職務代理者

高知市入明町6-8 101号 神田 広貴
高知県選挙管理委員会告示第86号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第6条の規定により、平成29年10月22日に行う最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
投票用紙の色
うぐいす色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第87号
最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第1項の規定により、平成29年10月22日に行う最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

- 平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
- 日時
平成29年10月25日 午後2時20分
 - 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県庁正庁ホール

高知県選挙管理委員会告示第88号
平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成29年10月10日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

選挙区	支出金額の制限額
第1区	23,891,200円
第2区	23,629,300円

**衆議院高知県小選挙区選出議員選挙
第1区選挙長告示**

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示第1号
平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の揭示場に

掲示して行うものとする。
平成29年10月10日（揭示済）
衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長
恒石 好信

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示第2号
平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。
平成29年10月10日（揭示済）
衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長

- 恒石 好信
- 選挙の期日の公示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
 - 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。
 - 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。
 - 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成29年10月10日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示第3号
平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）
衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長
恒石 好信

- 日時
平成29年10月19日 午後5時30分
- 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成29年10月10日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第1区選挙長 恒石 好信

届出番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業
1	希望の党	大石 宗	男	高知県	高知県高知市升形4番28-802号 ダイアパレス升形	昭和55. 9. 11	無職
			一のウェブサイト等のアドレス		http://www.oishi-shu.com/		
2	日本共産党	松本 けんじ	男	高知県	高知県高知市西塚ノ原14番地1 モイドーブ和田507	昭和59. 1. 9	団体職員
			一のウェブサイト等のアドレス		https://www.facebook.com/matsumotokenji.kochi		
3	自由民主党	中谷 元	男	高知県	高知県高知市介良乙1748番地	昭和32. 10. 14	無職
			一のウェブサイト等のアドレス		www.nakatanigen.com/		

**衆議院高知県小選
挙区選出議員選挙
第2区選挙長告示**

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示第1号

平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成29年10月10日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長

恒石 好信

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示第2号

平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長

恒石 好信

- 1 選挙の期日の公示の日の午前8時30分までに選挙長の事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順序を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。
- 4 選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成29年10月10日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示第3号

平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区における選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長

恒石 好信

- 1 日時
平成29年10月19日 午後5時45分
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階

高知県選挙管理委員会室

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の規定により、平成29年10月22日に行う衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成29年10月10日（揭示済）

衆議院高知県小選挙区選出議員選挙第2区選挙長 恒石 好信

届出番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	職業
1		広 田 一	男	高知県	高知県土佐清水市戎町2番12号	昭和43. 10. 10	会社役員
					一のウェブサイト等のアドレス www.hirotal.com		
2	自由民主党	山 本 有 二	男	高知県	高知県須崎市浦ノ内西分1284番地24	昭和27. 5. 11	自由民主党高知県第2選挙区支部支部長
					一のウェブサイト等のアドレス http://www.yamamotoyuji.com		

**衆議院比例代表選
出議員選挙高知県
選挙分会長告示**

衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示第1号

平成29年10月22日に行う衆議院比例代表選出議員選挙の高知県選挙分会における衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成29年10月10日（掲示済）

衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長 恒石 好信

衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長告示第2号

平成29年10月22日に行う衆議院比例代表選出議員選挙における高知県選挙分会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えると
きにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において読み替えて準用する同法第62条第2項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日（掲示済）

衆議院比例代表選出議員選挙高知県選挙分会長 恒石 好信

- 1 日時
平成29年10月19日 午後6時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階
高知県選挙管理委員会室